

堺市監査委員公表第20号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和5年4月27日

堺市監査委員	小堀清次
同	田淵和夫
同	藤坂正則
同	播磨政明

監査結果に基づく措置通知書

監査の種類	定期監査及び行政監査	
監査実施期間	令和4年8月1日～令和4年12月21日	
措置を講じた部局等	泉北ニューデザイン推進室	
指摘事項等	措置内容	所管部課
<p>1 公有財産（土地・建物）の管理について</p> <p>公有財産（土地・建物）の管理に係る事務について、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。</p> <p>ア 公有財産貸付台帳の記載</p> <p>茶山台近隣センター駐車場の貸付けにおいて、借受人の代表者変更に伴い、令和4年6月15日に公有財産借受人事由変更届出書を受領したが、変更内容が公有財産貸付台帳に記載されていなかった。</p> <p>イ 賃貸借契約の締結</p> <p>晴美台近隣センターオープンスペースにおいて、乾電池の自動販売機設置のための賃貸借契約を締結しているが、契約書文言が飲料水の自動販売機の内容になっていた。</p>	<p>御指摘を受け、公有財産貸付台帳へ変更内容の記入を行いました。</p> <p>今後は、変更届出書の供覧時に、変更内容を反映させた公有財産貸付台帳の写しを添付し、公有財産貸付台帳への記載変更について確認を徹底します。</p> <p>御指摘を受け、令和4年11月29日付けで文言修正の変更契約を締結しました。</p> <p>今後このような誤りがないように、今回の事案について、組織全体で共有し、注意喚起を行いました。また、チェックリストを作成し担当者及び決裁ラインで十分に確認し再発防止に努めます。</p>	<p>事業推進担当</p> <p>事業推進担当</p>

<p>ウ 行政財産目的外使用許可</p> <p>令和4年9月20日に、公有財産の使用許可や貸付けを数多く行っている3か所を実地調査したところ、三原台近隣センターオープンスペースにおいて行政財産目的外使用許可を行っていない雨水貯水タンク及び駐車場看板が設置されていた。</p>	<p>御指摘のあった2件のうち、雨水貯水タンクについては、校区自治連合会から事前に相談を受けていました。</p> <p>災害時に備えた移動可能な貯水タンクということで詳細な設置方法を確認せず、行政財産目的外使用の手続きは不要と三原台校区自治連合会に回答し、加えて、設置完了の報告を受けた後の現地確認も行っていませんでした。</p> <p>駐車場看板については、令和2年4月に大阪府タウン管理財団（現大阪府都市整備推進センター）から当該近隣センターのオープンスペースを引き継ぐ際、当該物件が引き継ぎのリストに記載されておらず、また、引き継ぎに伴う現地確認時に本物件が設置されていたことに気が付きませんでした。</p> <p>御指摘を受け、2件とも行政財産目的外使用申請の提出を受け、設置に関する安全を確認し手続きを行いました。</p> <p>今後このような誤りがないように、今回の事案について、組織全体で共有し、注意喚起を行いました。また、他の近隣センターオープンスペースを含めて、現地確認を複数人で行い適切な施設管理に努めます。</p>	<p>事業推進担当</p>
---	--	---------------